

令和8月9日開始

補聴器購入費用の一部を助成します

助成金額

補聴器購入費として **最大5万円** 助成（補聴器購入費用の3分の2）

※補聴器本体および付属品（管理医療機器番号のあるもの）

対象者（以下のすべてを満たす方）

- ① 福井市に住所を有する **65歳以上**の方
- ② 市民税 **非課税世帯**（生活保護受給者世帯を含む）の方
- ③ 両耳の聴力レベルが **30デシベル以上70デシベル未満**
- ④ **耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用が必要であると認める方**
- ⑤ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の **交付対象にならない方**

注意事項

- ① **購入前に必ず市への申請が必要**
- ② **福井市内の耳鼻咽喉科の医師の診察が必要**
（受診料・検査料および医師の意見書の作成料等は自己負担になります。）
- ③ 補聴器は **管理医療機器番号** があるもの
- ④ 集音器は助成の対象となりません

申請から購入までの流れ

1 申請書の入手

市ホームページまたは市窓口から入手

- ・購入費助成金交付申請書
- ・医師の意見書

2 耳鼻咽喉科医に受診

医師の意見書をご持参のうえ、耳鼻咽喉科の医師へ受診
補聴器が必要と認められた場合、医師に意見書の作成を依頼

3 補聴器の見積書の取得

補聴器販売店で補聴器の見積書を取得
※**市の決定前の購入は助成対象になりません。**この時点での購入はできません

4 市へ申請

必要書類をそろえて以下の方法で市役所へ提出

- ・窓口提出
- ・郵送

<窓口・郵送先>

地域包括ケア推進課

〒910-8511 福井市大手3-10-1別館1階

申請に必要な書類

- ①申請書、②医師が記載した意見書、③見積書、④申請者の本人確認書類の写し

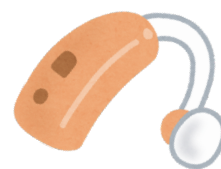
① 受付後、内容を審査し、助成金の交付決定通知書を郵送

② **交付決定通知書がご自宅に届いた後、補聴器を購入**

③ 領収書の写し等、必要書類をそろえて市役所へ提出

④ 助成額の確定後、指定口座に助成金を振り込みます

申請締切
令和9年
1/29
(金)



お申込み・問い合わせ先

福井市地域包括ケア推進課

☎ 0776-20-5400

8:30～17:15（ただし、土・日曜・祝日を除く）

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kfukusi/kaigoyobo/hotyouki.html>